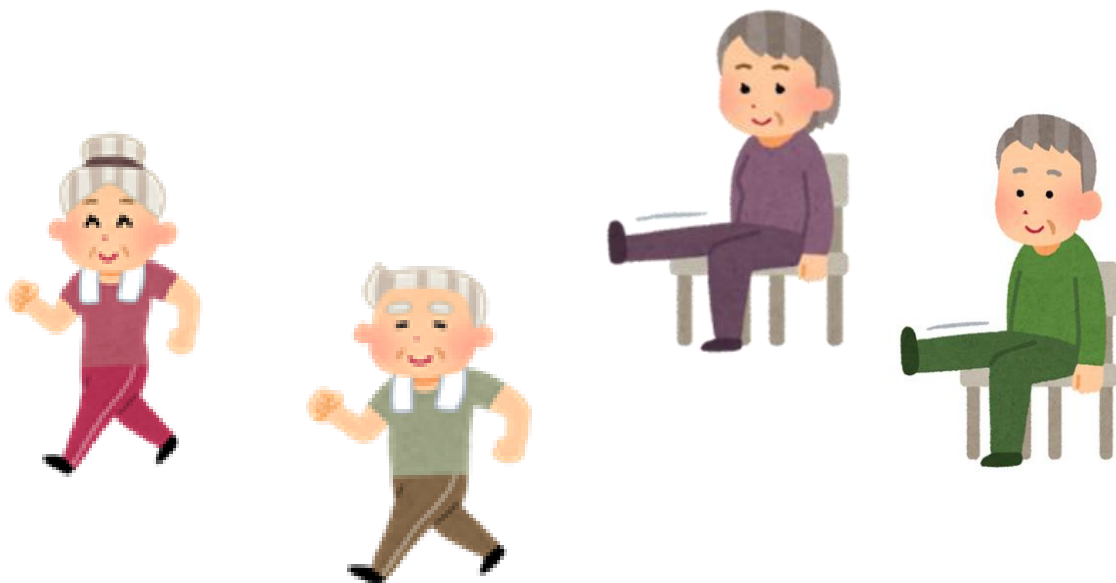


船橋市地域リハビリテーション活動支援事業

「船橋市リハビリ職等派遣支援事業」

令和6年度募集要項

(巻末に応募申込様式および記入例あり)



※令和6年度の受付は、令和6年4月1日(月)から
令和7年2月7日(金)までとなります。

※感染症等の事情により、事業が実施できない場合がありますので、
あらかじめご了承ください。

ご相談・問い合わせ

ホームページはこちら

船橋市健康部 健康づくり課 介護予防推進係

〒273-8506 船橋市北本町1-16-55

TEL: 047-409-3817 / FAX: 047-409-2934



【目次】

1. 事業の目的	P2
2. 事業の概要	P2
3. 申込～結果通知～派遣調整～派遣～活動完了までの流れ	P2
4. 申請できる対象の団体	
◆市民団体のみなさま	P3
◆介護職員等の団体のみなさま	P4
5. 申込書類の入手および申込方法	P4
6. 派遣の決定について	P5
7. 活動内容の中止（廃止）	P5
8. 派遣事業の完了・報告について	P5
【Q&A】	P6

【応募申込様式】

- ・船橋市リハビリ職等派遣支援事業 派遣申込書（第1号様式）
- ・船橋市リハビリ職等派遣支援事業 申込団体概要書（第2号様式）

1. 事業の目的

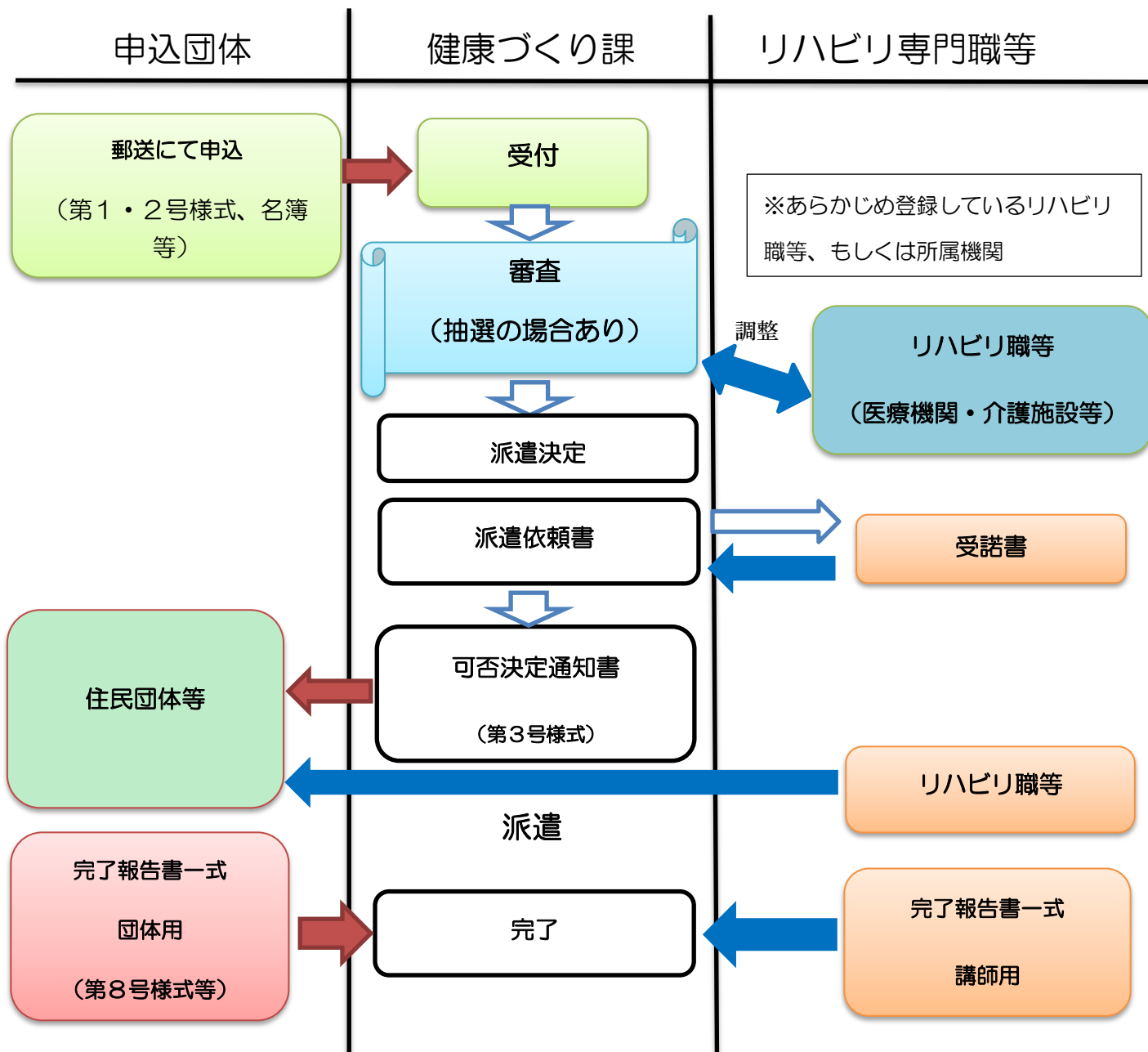
“健康寿命日本一”を目指す船橋市において、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるために、地域活動の場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や憩いの場が継続していくような地域づくりを推進することを目的とします。

平成28年度より開始した介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の一般介護予防事業である「地域リハビリテーション活動支援事業」において、「リハビリ職等派遣支援事業」により、リハビリテーション専門職等（以下、「リハビリ職等」という。）を派遣し、地域の介護予防活動や自立支援への取組みを支援します。

2. 事業の概要

この事業は、地域の介護予防効果を高め、生活の質の向上、及び生活範囲の拡大等にむけた取り組みを支援することを目的として、住民団体等がリハビリ職等の派遣を希望し申請した場合に、その活動や介護の研修会等の内容を審査し、指導・助言を行う地域の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等を派遣します。

3. 申込～結果通知～派遣調整～派遣～活動完了までの流れ



4. 申請できる対象の団体

市民団体のみなさま

→介護職員等の団体のみなさまはP 4へ

【派遣の対象となる活動】

- (1) 住民団体の活動における介護予防効果を高めるための体操等の活動
- (2) 住民団体の活動において、障害を有する者の参加を支援する活動
- (3) 市が主催する介護予防に資する事業であって市長が認める活動

〈派遣の対象となる活動例〉

事例①：住民主体の体操サークルで、ロコモティブシンドローム(※)や腰痛予防に効果のある体操の予防方法を勉強したいときに、リハビリ職等の派遣を依頼する。

(※)ロコモティブ シンドローム…骨や筋肉など身体を動かす器官が障害され移動能力が低下した状態

事例②：各サークル等に麻痺等の障害のある方が参加する際に、その環境設定の仕方について助言を受けたいときにリハビリ職等の派遣を依頼する。

【助言・指導の主な内容】

- (1) 膝痛又は腰痛予防等ロコモティブ シンドローム予防のための体操や日常生活の注意点等の助言、指導等
- (2) 転倒予防対策や転倒予防体操等の助言、指導等
- (3) 住民団体等の活動における障害を有する者の参加方法等の助言、指導等

【派遣の対象となる団体】

講師の派遣を受けることのできる団体は、下記の(1)に掲げる要件をすべて満たすことが条件となります。ただし、(1)に関わらず、(2)の中のいずれかに該当する場合には講師の派遣を受けることができません。

(1) 派遣資格要件 (次に掲げる要件をすべて満たすこと)

- ①原則として65歳以上の市民5人以上で構成されていること。
- ②市内に活動の場及び事務所があり、かつ代表者の連絡先が明確であること。
- ③地域の介護予防団体として派遣対象活動の実施場所及び団体の連絡先を市民に情報提供することに同意すること。
- ④市内の町会、自治会、老人会、老人クラブ、サークル、地域のサロン等であること。
- ⑤営利を目的とした活動ではないこと。

(2) 欠格事由 (いずれかに該当する場合、講師の派遣を受けられません)

- ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- ②政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- ③暴力団又は暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体
- ④特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

【派遣の対象となる活動】

- (1) リハビリ職等が配置されていない事業所等が行う勉強会
- (2) 市が主催する介護予防に資する事業であって市長が認める活動

〈派遣の対象となる活動例〉

事例：介護職員向けに介護方法の質を高めるための勉強会を開催する際に、リハビリ職等の派遣を依頼し、知識及び技術的支援を受ける。

【助言・指導の主な内容】

- ・移動や移乗介助のための介助技術の勉強会等

【派遣の対象となる団体】

派遣を受けることのできる団体は、下記の（１）に掲げる要件をすべて満たすことが条件となります。ただし、（１）に関わらず、（２）の中のいずれかに該当する場合には講師の派遣を受けることができません。

（１）派遣資格要件（次に掲げる要件をすべて満たすこと）

- ① 市内で事業を行っている介護事業者又は市民で構成された５人以上の介護従事者の団体であること。
- ② 市内に活動の場及び事務所があり、かつ代表者の連絡先が明確であること。
- ③ 地域の介護予防団体として派遣対象活動の実施場所及び団体の連絡先を市民に情報提供することに同意すること。

（２）欠格事由（いずれかに該当する場合、派遣を受けられません）

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- ③ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体
- ④ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

5. 申込書類の入手および申込方法

- (1) 申込書類の入手（健康づくり課および公民館や出張所等）

申込書類については、健康づくり課へお問い合わせください。電子ファイルについては、4月1日（月）よりホームページ（<http://city.funabashi.lg.jp/>）からダウンロードできます。

(2) 申込受付方法

申込は、健康づくり課窓口または郵送にて受付いたします。

派遣を受けようとする日の属する月の前月の10日まで（消印有効）に、必要書類を添えてご提出ください。（ただし、月の1日から10日までの間の日に派遣を受けようとする場合は、その日の属する月の前々月の月末までとなります。※例：6月1日実施→4月末までに申請）

※FAX、メールでの受付は行っていませんので、ご注意ください。

※令和6年度の受付は、令和7年2月7日（金）までの受付となります。

【郵送先】〒273-8506

船橋市健康部 健康づくり課 リハビリ職等派遣支援事業担当 宛（住所不要）

【申込時に必要な書類】

- ・船橋市リハビリ職等派遣支援事業 派遣申込書（第1号様式）
- ・船橋市リハビリ職等派遣支援事業 申込団体概要書（第2号様式）
- ・会員名簿（住所、氏名、生年月日の記載があるもの）

6. 派遣の決定について

派遣依頼に対し、その内容を審査し、派遣の可否を決定します。決定内容について、船橋市リハビリ職等派遣支援事業可否決定通知書（第3号様式）にて申込団体に通知します。

派遣できる講師に不足が生じたときは、申込について抽選を行い、派遣先団体を決定します。

※原則として、事業年度内、1団体につき、2回の派遣とします。

ただし、市長が必要と認める場合は、初回の申請から1年間は4回までの派遣を行えます。

7. 活動内容の中止（廃止）

派遣の決定を受けた後、やむを得ず当初の活動計画を中止（廃止）するときは、すみやかに健康づくり課に連絡してください。

8. 派遣事業の完了・報告について

派遣事業の完了後は、完了した日から20日以内又は令和7年3月28日（金）のいずれか早い日までに、以下必要書類を提出してください。

【事業完了時に必要な書類】

- ・船橋市リハビリ職等派遣支援事業派遣活動完了報告書（団体用）（第8号様式）
- ・活動の様子、成果がわかる資料（任意）

【Q&A】

Q1. リハビリテーション専門職等からは、具体的にどのようなことを教えてもらえるのでしょうか？

A1. 主に次の内容について指導します。

- ①腰痛予防や膝痛予防、部位や目的を絞った体操の方法
- ②生活上の心掛けや注意点等の講座
- ③誤嚥防止の講話、嚥下体操など
- ④障害をもつ人でも参加できる活動の方法など
- ⑤介護職員等が在宅療養者に対する介護技術の向上を目的に、勉強会を開催した時の講師など

Q2. 1回あたりの時間は決まっているのでしょうか？

A2. 1回の派遣につき、時間は60分～90分程度です。

Q3. 60分未満での依頼は可能でしょうか？

A3. 派遣時間は、おおむね60～90分程度です。介護予防に効果のある知識及び技術的支援を普及させていくために、その程度の時間が必要と考えています。

Q4. 申込はいつ連絡すればいいのでしょうか？

A4. 派遣を受けようとする日の属する月の前月の10日までの間（消印有効）に、必要書類をご提出ください。（ただし、派遣を受けようとする日が月初めの場合、申込期間は前々月の月末までとなります。）

Q5. 一つの団体が何回でも依頼していいのでしょうか？

A5. 市内の団体等に介護予防の効果を高める支援を広く啓発していくために、一つの団体について、原則として年度内に2回です。ただし、市長が必要と認める場合は、初回の申請から1年間は4回までの派遣を行えます。

Q6. 多数の申込があった場合はどうするのですか？

A6. 多数の申込があった場合は、抽選とさせていただきます。

Q7. どの職業に依頼すればよいのか分からないが、どうしたらよいですか？

A7. 原則は、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の派遣となります。依頼内容を確認した上で、適切な職種を選定しますので、まずはお気軽にご相談ください。

Q8. 知っているリハビリ職等がいる場合、指名することはできますか？

A8. 公平性の観点から指名は出来ません。

Q9. すでに事業所に理学療法士や作業療法士がいますが、応援として来てもらうことはできますか？

A9. できません。リハビリ職等がない団体および介護事業所等に対し派遣を行います。

Q10. 派遣してもらえる時間帯は決まっていますか、また土日などにも来てもらえますか？

A10. 講師との調整によります。